

令和3年12月28日

箕面地区過半数代表者  
藤原克美 殿

理 事  
水島郁子

令和3年12月22日付け質問書について（回答）

日頃から大学の業務にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和3年12月22日付け質問書につきましては、大学として以下のとおり考えております。

これまでもご説明しているとおり、現在、非常勤講師の方々との間においては、民法656条の準委任契約たる「委嘱契約」を締結し、通常の労働者と異なる位置付けとしていることから、労働契約法や科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の適用を受けるものではないと考えておりますが、本学における有期契約ルールの見直しに際して、有期契約者として統一的な取扱いとしております。

平成26年4月の上記ルール改正に際して配付した資料の記載については、区分の整理のためのものであって、従来の本学の考え方を変更するものではなく、当該改正における過半数代表者からの意見書に対する大学の考え（平成26年3月24日付け）においても、委嘱契約期間を通算契約期間に含めるということを除いて、非常勤講師に関する従来の考え方に変更はない旨説明しております。

次に、制度の運用に関するご質問については、以下のとおり考えております。

#### 1. 選考基準、選考方法について

選考基準及び選考方法については、「国立大学法人大阪大学非常勤講師の選考基準」を制定し、令和3年12月16日にICHO掲示板等により学内に周知しております（別添）。

#### 2. 年齢制限について

年齢制限の特例を認める場合の基準等については、現在、検討を行っているところです。

なお、令和4年度に契約する非常勤講師及び委託講師であって、上記基準等の

制定前に手続きを開始しなければならない者については、各部局等において必要があると判断できる場合に限り、年齢制限に限らない採用等手続を可能とする特例を認める旨通知しております。

### **3. 手当について**

令和3年12月16日付け「今後の非常勤講師に係る制度について（お知らせ）」においてお示ししたとおり、非常勤講師成績管理手当については、当該授業科目において非常勤講師が成績管理の責任を担う場合に支給するもので、各科目当たり1名を対象としております。また、非常勤講師教育活動関連手当については、当該授業科目に必要であるため非常勤講師に依頼した講義等（出講等）以外の活動に対して支給するものです。

いずれの手当についても、授業科目ごとに、その内容等に応じて当該部局が必要性を判断し、支給の有無が決まるものと考えております。

なお、これらの手当は非常勤講師を対象に支給するものであり、委託講師は対象外となります。

### **4. その他について**

委託講師の学内システムへのアクセスについては、現行の非常勤講師と変更はありません。